常年だより

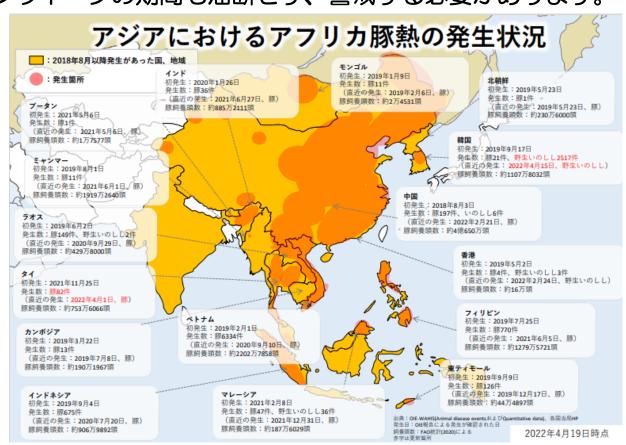
置 賜 家 畜 保 健 衛 生 所 置賜家畜衛生指導協会

〒999-2232 南陽市三間通 444 TEL/FAX 0238-43-3217/5249

R4-10 R 4 年 4 月発行

病原体の侵入防止対策の再確認を!

令和4年3月1日より、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による入国条件の厳格化が見直され、アフリカ豚熱・口蹄疫等の発生国等からの渡航者が増加しており、ゴールデンウイークを迎えるにあたり人・物の往来が増えることが想定されます。また、国内では、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生が24件発生している状況にあり、渡り鳥の移動が続くゴールデンウィークの期間も油断せず、警戒する必要があります。



農林水産省HP

<u>農場への病原体侵入を防ぐため、飼養衛生管理基準を</u> 再度確認し、侵入防止対策の徹底をお願いします!

◎ 飼養衛生管理は適切に・確実に実施しましょう

- (1)農場では衛生管理区域の境界を明確に表示し、出入りする <u>車両や人の消毒や更衣を徹底</u>しましょう。
- (2)専用の手袋・<u>長靴等の着用、手指の消毒、畜舎に持ち込む</u> 物品の消毒を徹底しましょう。
- (3)野生動物の侵入防止対策として、<u>防護柵、防鳥ネット等の設置</u> <u>や、畜舎壁、天井の破損等、定期的な点検及び修繕</u>を実施しましょう。
- (4)休日においても万一、発生の際の連絡が行われるよう、 農場における緊急連絡体制の確認をお願いします。

◎ 地域ぐるみでの衛生対策

- (1)引き続き、地域内の農場、獣医師、飼料運搬会社等の畜産関係者が 一体となって侵入防止に努めていきましょう。
- (2)消毒や野生動物対策の実施状況や課題、改善に取り組むうえでの情報共有は積極的に行いましょう。
 - ※衛生対策についての相談は家畜保健衛生所まで!

◎ 早期発見・早期通報

(1)家畜及び家きんにおいて特徴的な臨床症状を確認した場合には、速 やかに家畜保健衛生所に通報しましょう。

家畜に異状を認めた際は、

0238-43-3217 sta 080-1840-0705

上記の電話番号で土日祝日も対応しています!